法令及び定款に基づくインターネット開示事項

●事業報告

業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針

●連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

●計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

第65期（2021年４月１日～2022年３月31日）

亀田製菓株式会社

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものであります。
（www.kamedaseika.co.jp）

業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針は、次のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社の社会的責任は、食品企業としてお客様に安全・安心でおいしい商品を召しあがっていただくことにあります。この責任を果たすために行動規範を制定し、取締役、監査役および使用人の職務の執行における判断基準として周知・徹底を図ります。

② 当社は、品質保証委員会を設置し、定期的に品質保証の状況を評価・報告するとともに、当社およびグループ各社の商品の品質について横断的に改善・指導を行います。

③ 当社は、取締役、監査役および使用人の法令遵守を目的としてコンプライアンス規程を整備し、周知と運用の徹底を図ります。

④ 当社は、取締役会への付議事項については事前に監査役会の審議を経ることとし、付議事項の法令・定款への適合を図ります。

⑤ 内部監査担当は、業務監査を通じて各部門における職務の執行が法令および定款に適合していることを確認します。

⑥ 当社およびグループ各社の取締役、監査役および使用人の職務に関連する不法行為等について、外部の相談・連絡窓口を設置することにより、問題発生の未然の防止および発生後の適切な対応を図ります。

⑦ 当社およびグループ各社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、いかなる場合でも利益の供与や不当な要求の受け入れを行わないこととし、すべての取締役および使用人に周知・徹底を図ります。また、反社会的勢力との直接的・間接的な取引を防止するため、必要な体制を整備・運用します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 当社の職務の執行に係る情報は文書保存規程にもとづき保存し、監査役が求めた場合は随時これらを閲覧・複写することができます。

② 情報の管理については、セキュリティ確保の観点から情報管理規程等の規程を定め、運用を徹底するとともに定期的に管理状況の監査を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社およびグループ各社は、危機管理規程および危機管理マニュアルを整備し、重大な影響を与えるリスクの発生に対処するための体制の構築を図ります。

② 当社は、グループ全体のリスク管理に当たるとともに管理状況を定期的に評価し、改善・指導を行います。また、新たに可能性が生じたリスクに対しては、速やかに責任者を定めて対応を策定します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、取締役会による経営監督と執行役員による業務執行の分担を図り、職務権限規程にもとづき業務執行に当たります。また、業務執行に係る重要な意思決定は、経営会議による審議を経て取締役会に付議します。

② 当社は、予算管理規程にもとづき業績を管理し、取締役会に定期的に報告します。

③ これら職務の執行を効率的に行うためにＩＴ技術を活用し、経営環境の変化に対して機動的な対応を図ります。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ会社管理規程を定め、グループ会社の株主総会および取締役会等の記録、業績内容、その他重要な事項について当社へ報告することとしています。また、グループ経営会議を設置し、当該内容について共有します。

6. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社が定める危機管理規程は、グループ会社に適用されており、これにもとづきグループ各社の特色に合わせた危機管理マニュアルを整備しています。

② 当社は、グループ会社全体のリスク管理に当たる担当部門を設置し、グループ各社のリスクの評価・改善・指導を行います。また、リスクの評価・改善・指導等が適切に行われるように、グループ各社のリスク情報について、迅速に報告されるよう窓口を一元化しています。

7. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、グループ会社に適用される職務権限規程を定め、グループ会社における重要な業務執行については、当社の取締役会および経営会議にて意思決定をすることとしています。それらを除いた業務執行については、グループ各社で定める職務権限規程にもとづきグループ会社が自主的に業務執行に当たります。

② 当社が定める予算管理規程は、連結予算管理を求めており、当社取締役会へ定期的に報告しています。

③ 当社は、グループ会社全体の職務の執行が効率的に行われるよう、グループ全体でのＩＴ技術の活用を図ります。

8. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社が定める（もしくは設置する）行動規範、品質保証委員会、コンプライアンス規程、外部の相談・連絡窓口等は、グループ会社に適用されており、グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が適切になされる体制としております。

② 当社の内部監査の対象にはグループ会社を含んでおり、グループ会社における職務の執行が法令および定款に適合していることを確認します。

9. その他の当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社の内部統制システムに関する体制は、グループ全体での整備と運用を図ります。また、グループ全体の業績を確保するため、各社の目標と役割分担を明確化して職務の執行に当たります。
② 当社はグループ経営会議を設置し、重要事項の審議、業績の進捗報告、ならびに情報の共有を行います。
③ 当社およびグループ各社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令にもとづき内部統制システムを構築し、運用状況の定期的・継続的な評価・改善によってシステムの適正性・有効性を確保することとします。
④ 当社の監査役会は、会計監査人と協力してグループ各社の業務および財務に関する監査を行い、各社の監査役とともに改善・指導に当たることでグループ全体の業務の適正化を図ります。
⑤ 当社の内部監査担当および各部門責任者は、グループ各社の職務の執行にまつわる改善・指導を行い、グループ全体での品質保証体制および法令遵守体制の構築を図ります。

10. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助するため、使用人を配置しています。

11. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の異動・人事評価等については、事前に監査役の合意を得るものとします。

12. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役より受けたその監査役の職務に必要な範囲内において、取締役、他の使用人の指揮命令は受けません。

13. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制

取締役および使用人は、会社に重大な影響を与える事実が発生した場合あるいは予測される場合は、速やかに監査役に報告を行うこととします。

14. 子会社の取締役、監査役および使用人等が監査役に報告するための体制

グループ会社の取締役、監査役および使用人は、当社の取締役および使用人と同様に、会社に重大な影響を与える事実が発生した場合あるいは予測される場合は、速やかに監査役に報告を行うこととします。

15. その他の監査役への報告に関する体制

監査役は必要に応じて取締役および使用人、ならびにグループ会社の取締役、監査役および使用人に対し、業務執行内容の報告を求めることができることとします。

16. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、グループ全体を対象とした公益通報者保護規程、外部の相談・連絡窓口を設置しており、監査役へ報告したことを理由として、報告者に対し不利な取扱いはいたしません。

17. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は必要に応じて、弁護士・公認会計士ならびに各分野の専門家等を活用できることとし、必要な費用等については、当社が負担します。

18. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役および使用人、ならびにグループ各社の取締役、監査役および使用人は、監査役の要請事項に対して積極的に協力します。また、監査役は、当社の重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するため、重要会議や情報資産について、原則として自由に参加・閲覧できることとします。

② 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、情報の交換や業務執行状況の確認をします。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

1. コンプライアンス体制

① 当社および国内子会社において「亀田製菓グループ行動規範」を制定し、役職員に「コンプライアンスガイドブック」を配付し、コンプライアンス意識の高い行動につなげるよう、周知・徹底を図っております。

② 国外子会社においては現地語に翻訳した「亀田製菓グループ行動規範」を配布するとともに、拠点ごとに独自の「従業員ハンドブック」を作成し、コンプライアンス意識の周知・徹底を図っております。

③ 「亀田製菓グループ行動規範」を役職員にとってより身近なものにするため『７つのキーワード』を設定し、職場での掲示や唱和により、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

④ コンプライアンス委員会は当事業年度に4回開催し、「亀田製菓グループコンプライアンス規程」にもとづき、当社およびグループ各社のコンプライアンスに関する課題の把握と、その対応策を決定するとともに、万一重要な法令違反が発生し、或いは発生の恐れがある場合に、速やかに調査・是正・勧告等の措置を実施できる体制をとっております。また、メールマガジンの定期配信や動画研修の開催などコンプライアンスに関する啓発活動を行い、コンプライアンス違反の未然防止に向けた取り組みを行っております。

⑤ 法令違反・不正行為等の未然防止・早期発見を目的として、外部の法律事務所を通報・相談窓口として内部通報制度「もしもしほっと」を設置し、「コンプライアンスガイドブック」により従業員へ周知しております。通報・相談に関しては、直ちに当社の代表取締役社長COOに報告され、関連部署が責任を持って事実確認など調査を実施し、コンプライアンス委員会へ報告を行うとともに、調査結果にもとづき、代表取締役社長COOまたは担当取締役が必要な措置を決定しております。また、一部国外子会社においても社外の通報窓口を設置しております。
なお、「亀田製菓グループ公益通報者保護規程」により通報者が不利益な扱いを受けない旨を規定しております。

2. リスク管理体制

① リスク管理への対応については当社のリスク管理委員会が中心となって行っており、当事業年度は４回開催いたしました。「亀田製菓グループリスク管理規程」にもとづき、当社およびグループ各社の事業活動を継続するに当たって、経営に対し重大な影響を及ぼすと想定される重要リスクの管理に関する具体的な実践計画を毎年策定することで、リスク管理活動の実効性を確保するとともに、事前予防活動を推進し未然防止策の検討を行っております。また、当該取り組みの状況を取締役会へ報告することで、リスク管理全般の統制管理を行っております。また、万一、係るリスクが現実のものとして顕在化した場合には、直ちに危機対策本部を設置し、「危機管理マニュアル」に定められた手順に沿って迅速に適切な対応と情報開示を行うこととしております。

② 品質リスク管理については、「亀田製菓グループ品質保証管理規程」にもとづき、品質保証委員会が中心となって品質保証体制の強化を推進しております。当事業年度は同委員会を４回開催し、品質保証上の基本政策の審議や、品質安全確保の上での課題提起および改善対応の効果検証などを行っております。さらに、グループ各社における品質保証体制の強化を目的に、グループ品質保証担当者会議を開催しております。当事業年度は同会議を１回開催し、グループ各社の課題の把握とその対応策の進捗確認を行っております。また、亀田製菓グループとして食品安全管理体制構築のための取り組みとして、グループ内の各工場において「FSSC22000」（食品安全マネジメントシステムの国際規格）の取得を推進しており、海外子会社においてもそれぞれの国の特性に合わせ、認証等の取得を進めております。

③ 情報セキュリティリスクについては、情報の適切な保存・管理に向けた「文書保存規程」「個人情報保護管理規則」「亀田製菓グループ情報管理規程」「亀田製菓グループ情報システム規程」など各種規程を整備しております。また、情報管理に関する啓発活動を実施する等、不適切な情報管理および機密情報流出の未然防止に向けた取り組みを行っております。

3. 子会社の経営管理

① 子会社の経営管理については、当社の子会社管理部門が、子会社の経営管理および指導、支援を行うとともに、「亀田製菓グループ会社管理規程」にもとづき、子会社の業務執行の重要度に応じて、当社の経営会議、取締役会の審議を経る体制を整備しております。

② 当社の代表取締役会長CEO、代表取締役社長COO、代表取締役副社長以下、社外役員を除く取締役および監査役などとグループ各社の社長とで構成する「グループ経営会議」において、グループ各社から業務執行状況の報告を受ける他、内部統制の強化等グループ共通の課題についての討議を行っており、当事業年度は2回開催いたしました。

③ 当社の内部監査部門は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを常勤監査役と連携して実施しております。

4. 取締役の職務執行

① 当社は、「取締役会規則」にもとづき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確化しております。当事業年度においては、取締役会を12回開催した他、会社法第370条にもとづく書面によるみなし決議を1回実施し、経営戦略および予算の策定、設備投資その他の経営に関する重要事項を審議した他、当社およびグループ各社の月次経営成績の報告、経営目標の達成状況・経営課題および対応策の確認を行う等、活発な議論を行っております。

② 取締役会は、健全で透明性の高い経営が実現できるよう、独立性の高い社外取締役が過半数を占める構成となっており、「職務権限規程」にもとづいて効率的な意思決定を行っております。また、取締役（社外取締役を除く）および執行役員で構成する経営会議を原則、毎週１回開催し、業務執行の重要な案件を審議・決定しております。

5. 監査役の職務執行

① 監査役は、取締役会の他、常勤監査役においては経営会議、品質保証・リスク管理・コンプライアンス各委員会等の重要な会議体に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

② 監査役は、内部監査部門との方針・役割の確認などの綿密な協議・連携、および会計監査人等との定期的な討議・情報交換を行うこと等により、三様監査の実効性向上に努めております。
当事業年度においては、会計監査人と10回の討議・情報交換を実施しました。
また、監査役は、代表取締役との意見交換会も定期的に実施し、往査での気付き事項や経営課題全般について討議しており、当事業年度においては、2回実施しました。

③ 監査役会の直轄下に、監査役の職務を補助する専任のスタッフを１名配置し、取締役からの独立性を確保するとともに、監査役監査の機能強化を図っております。

6. 内部監査体制

① 内部監査部門は年間の監査計画にもとづき、当社各部門および国内外の子会社について内部監査を実施しております。

② 内部監査部門は、監査結果を代表取締役会長CEOおよび代表取締役社長COO、常勤監査役に定期的に報告しております。さらに、1年間の内部監査総括を取締役会および監査役会に報告しております。

会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、当社の株主の皆様、お客様、お得意先様、従業員、地域社会などとの共存・共栄を図り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上に資する者が望ましいと考えております。一方で、当社の株主の在り方については、株主は資本市場での自由な取引を通じて決まるものであり、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思にもとづき判断されるべきものと考えております。

しかしながら、実際に資本市場で発生する株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、買収の目的等が、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該買付の内容を検討・判断し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための必要な時間や情報を与えることなく行われるもの、買付の対価の価額、買付の手法等が対象会社の企業価値および株主に対して不適当なもの、対象会社と対象会社を巡るステークホルダーとの関係の悪化をもたらすおそれのあるものなど、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないと考えられるものもあると認識しております。

当社は、このような当社の企業価値およびブランド価値ひいては株主共同の利益に反するおそれのある大規模の買付行為や買付提案等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、グループ中期経営計画の策定およびコーポレートガバナンスの整備を実施しております。

① 中期経営計画による企業価値向上への取り組み

当グループは、長期ビジョン「グローバル・フード・カンパニー」の実現を目指した「中期経営計画」を策定し、事業別の重点課題に取り組んでおります。国内米菓事業は「圧倒的ナンバーワン」、海外事業は「米国事業の飛躍的拡大」、食品事業は「Better For You食品の拡大」を重点課題としており、これらの経営改革を実行するために、グループが一丸となって取り組むことにより、企業価値の一層の向上に努めてまいります。

② コーポレートガバナンスの強化に向けた取り組み

当社は、グローバル化等に伴うリスクの高まりに対し健全に牽制する経営体制の構築・社外取締役による高度なモニタリングモデルの実現を図るため、自主判断により、取締役会について取締役の過半数を独立性の高い社外取締役で構成するとともに、経営監督と執行機能の役割分担を明確にし、業務執行の迅速化を図るために、執行役員制度を導入しております。さらに、監査役会設置会社として、監査役の機能を有効に活用しながら経営に対する監査・監視機能の強化を図っております。また、社外の有識者によるアドバイザリーボードを定期的に開催し、事業戦略やグループ経営全般に対して、代表取締役は評価・助言を受けております。

3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして「当社株式の大規模買付への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。また本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性を担保するため、社外取締役および社外監査役で構成される独立委員会を設置しております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、原則として対抗措置を講じません。ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守している場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、例外的に、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性を十分検討した上で、また、必要に応じて株主総会を開催し、株主の皆様の承認を得た上で、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。

本プランは2019年６月21日開催の当社第62期定時株主総会において継続の承認を得ており、その有効期限は2022年６月14日開催の当社第65期定時株主総会終結の時までとなっております。有効期限満了にあたり、本定時株主総会において、本プランの基本内容を維持したまま継続することを株主の皆様にお諮りすることとしております。

なお、上記内容の詳細につきましては、当社のホームページからご覧いただくことができます。

(www.kamedaseika.co.jp)

4. 本プランの合理性について（本プランが、会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、当社の企業価値または株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年６月１日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則１－５いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入したものです。

③ 株主意思を重視するものであること

本プランは、2019年６月21日開催の当社第62期定時株主総会での株主の皆様のご承認により発効しており、株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動等の判断に際しては、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

⑤ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

⑥ 独立した外部専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑦ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、係る取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を２年としておりますが、当該任期につきましては期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

〈ご参考〉　本プランの概要（大規模買付開始時のフロー）

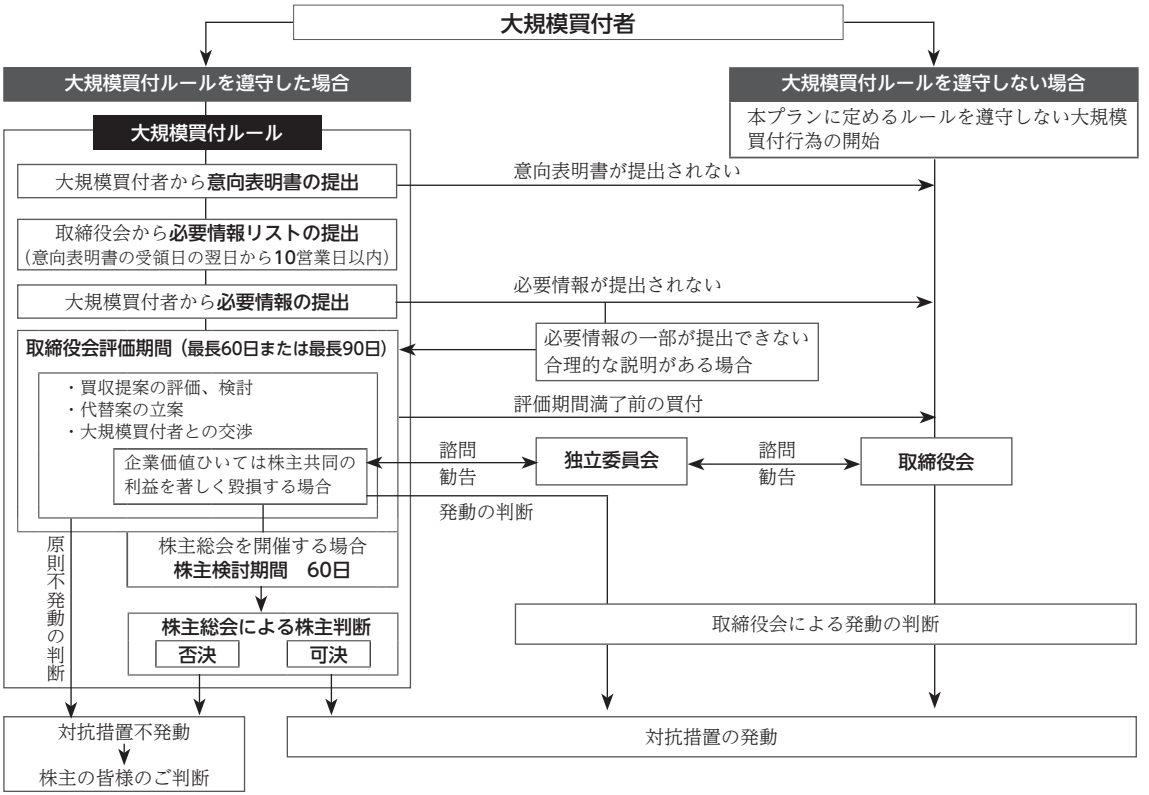

（注）本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではございません。

連結株主資本等変動計算書

（2021年 4 月 1 日から 2022年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日　残高	1,946	170	55,514	△1,900	55,730
会計方針の変更による累積的影響額			△407		△407
会計方針の変更を反映した2021年4月1日　残高	1,946	170	55,106	△1,900	55,322
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,117		△1,117
親会社株主に帰属する当期純利益			4,428		4,428
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	3,311	△1	3,309
2022年3月31日　残高	1,946	170	58,417	△1,901	58,632

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2021年4月1日　残高	734	－	1,245	507	2,487	1,678	59,895
会計方針の変更による累積的影響額							△407
会計方針の変更を反映した2021年4月1日　残高	734	－	1,245	507	2,487	1,678	59,488
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,117
親会社株主に帰属する当期純利益							4,428
自己株式の取得							△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△19	4	1,504	814	2,304	619	2,924
連結会計年度中の変動額合計	△19	4	1,504	814	2,304	619	6,234
2022年3月31日　残高	715	4	2,749	1,321	4,791	2,297	65,722

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴ 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	18社
連結子会社の名称	アジカル株式会社 とよす株式会社 株式会社日新製菓 Mary's Gone Crackers, Inc. KAMEDA USA, INC. THAI KAMEDA CO., LTD. Singha Kameda (Thailand) Co., Ltd. Singha Kameda Trading (Thailand) Co., Ltd. 青島亀田食品有限公司 LYLY KAMEDA CO., LTD. THIEN HA KAMEDA, JSC. 尾西食品株式会社 株式会社マイセン 株式会社マイセンファインフード 株式会社タイナイ 新潟輸送株式会社 亀田トランスポート株式会社 株式会社エヌ．エイ．エス
連結の範囲の変更	当連結会計年度において、持分法適用関連会社であったTHIEN HA KAMEDA, JSC.の株式の一部を追加取得したことにより、THIEN HA KAMEDA, JSC.を連結の範囲に含めております。 また、株式会社タイナイの株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

⑵ 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数	２社
関連会社の名称	TH FOODS, INC. Daawat KAMEDA (India) Private Limited
持分法適用範囲の変更	当連結会計年度において、持分法適用関連会社であったTHIEN HA KAMEDA, JSC.の株式の一部を追加取得し連結の範囲に含めたため、持分法適用の範囲から除外しております。

⑶ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Mary's Gone Crackers, Inc.、KAMEDA USA, INC.、Singha Kameda (Thailand) Co., Ltd.、Singha Kameda Trading (Thailand) Co., Ltd.、青島亀田食品有限公司及びLYLY KAMEDA CO.,LTD.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類を作成するに当たっては、決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日に一致しております。

⑷ 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

ロ 棚卸資産

製品・原材料・仕掛品　主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品　主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ハ デリバティブ　時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）　定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3 ～60年
機械装置及び運搬具	4 ～20年
その他（工具、器具及び備品）	3 ～15年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウエア	社内利用可能期間（5年）
顧客関係資産	20年
商標資産	20年
技術資産	20年

ハ リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

ロ　賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を基準として計上することとしております。

ハ　役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上することとしております。

④　重要な収益及び費用の計上基準

当グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品及び製品の販売

当グループにおける各事業においては、主に米菓・長期保存食・アレルギー対応食品等の製造及び販売を行っております。国内販売では、製品又は商品の引き渡し時点において顧客にて検収され、法的所有権、物的占有権、製品等の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製品等を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売における一部取引については、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間の場合は、出荷時点で収益を認識しております。輸出販売においては、顧客との契約条件に基づき、製品等の所有に伴う重大なリスク及び経済価値を顧客に移転し、履行義務が充足された時点で、収益を認識しております。

なお、取引価格は顧客との契約において約束された対価から、値引き、割戻し及び返品等を加味した価格を控除した金額で測定しております。変動性のある値引き、割戻し及び返品等を含む変動対価については、過去実績及び見通しを含む合理的に利用可能な情報から見積もっております。

食品事業における一部の商品について、当グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受取る額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね６ヶ月以内で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

⑤　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥　重要なヘッジ会計の方法

イ　ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。
ロ　ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段　　外貨預金、為替予約 ヘッジ対象　　外貨建予定取引
ハ　ヘッジ方針	当社の社内管理規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。
ニ　ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

⑦　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、14～20年間の定額法により償却を行っております。

⑧　その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ　退職給付に係る資産及び負債の計上基準	退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。 なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2．追加情報

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期については、世界的なワクチン接種の普及により徐々に収束するものと見込んでおりますが、一定程度は世界的な感染状況は続き、世界経済および国内経済に影響を及ぼすものと予想されます。

当グループの事業活動において、主に国内商業施設の臨時休業、営業時間短縮等に伴う外出自粛により、土産物等の販売の落ち込みに影響があるものの、販路開拓も推し進めたこと等から、新型コロナウイルス感染症発生前の水準までには回復に至らないまでも、当該商品は着実に受注回復で推移しております。また、生活様式の変化に伴う家庭内消費は、ＥＣサイトにおける販売が増加傾向にあり、今後も一定程度の水準で販売できるものと見込んでおることから、新型コロナウイルス感染症が当グループの販売及び生産に与える影響は限定的であるとの仮定のもとに、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性の評価等の会計上の見積りを行っております。

なお、連結計算書類作成時点において入手可能な情報に基づいた最善の見積りを行っているものの、想定しえない事象が発生した場合には、当グループの翌連結会計年度以降の固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の評価に影響を及ぼす可能性があります。

3．会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は以下のとおりです。

⑴　変動対価及び顧客に支払われる対価

従来、販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費に含まれていた値引き、割戻し等については売上高から減額する方法に変更しております。

⑵　代理人取引

食品事業における一部の商品について、従来は、顧客から受取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「販売促進引当金」は、返金負債として認識し、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が20,454百万円減少し、売上原価は８百万円減少し、販売費及び一般管理費は20,488百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ42百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は407百万円減少しております。

当連結会計年度の１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益への影響は軽微であります。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

4．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「為替差益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。また、前連結会計年度は独立掲記していた「雇用調整助成金」は、当連結会計年度において営業外収益総額の100分の10以下となったため、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

なお、前連結会計年度の連結損益計算書において「営業外収益」の「その他」に含めていた「為替差益」は58百万円、当連結会計年度の「営業外収益」の「その他」に含まれている「雇用調整助成金」は、18百万円であります。

また、前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「休止固定資産減価償却費」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の連結損益計算書において「営業外費用」の「その他」に含めていた「休止固定資産減価償却費」は、８百万円であります。

5．会計上の見積りに関する注記

Singha Kameda (Thailand) Co., Ltd.グループに帰属するのれんの評価

⑴　連結計算書類に計上したのれんの金額　390百万円

⑵　会計上の見積り内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当グループは、長期ビジョンである「グローバル・フード・カンパニー」の実現に向け、現在、グローバル・ネットワークの構築に取り組むとともに、海外における米菓の事業展開を加速しております。

前連結会計年度において、第三者割当増資の引受けにより、欧米及び豪州等の米菓の製造・販売を主たる事業として営むSingha Kameda (Thailand) Co., Ltd.の株式取得を行い、その100％子会社であるSingha Kameda Trading (Thailand) Co., Ltd.とともに、連結の範囲に含めております。

上記企業結合取引の結果、超過収益力として認識されたのれんを、連結貸借対照表に計上しております。

固定資産の減損損失を認識するかどうかの判定に際して、 Singha Kameda (Thailand) Co., Ltd. 及び Singha Kameda Trading (Thailand) Co., Ltd.を合わせて１つの資産グループ（以下、SKDグループ）として判定を行っており、上記のれんについては、SKDグループとして判定を行っております。

当該のれんについては、取得原価のうち、のれんに配分された金額が相対的に多額となっていることを考慮して、減損の兆候が存在すると判断しているため、減損損失を認識するかどうかの判定を行ったところ、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がSKDグループの対象固定資産の帳簿価額を上回るため、減損損失の認識は不要と判断しました。

この割引前将来キャッシュ・フローは、以下の仮定をおいて見積りを行っております。

（将来キャッシュ・フローの算定基礎となる将来計画の見積り）

中期計画及び直近年度予算を基礎としており、市場及び事業の成長率や、今後見込まれる経済状況の変化等を考慮して策定しております。

売上高の計画策定に際し今後２年間は、THAI KAMEDA CO., LTD.からの生産移管の完了における統合効果および、新規受注増加の効果等を見込んだ数値としております。また、３年目以降は、外部機関の市場予測データ等を基に、成長率は２～３％台の範囲で推移するものと仮定した上で、必要な調整を行い、見積りを行っております。

売上原価及び販売費及び一般管理費の計画策定に際しては、過去実績を基に、生産効率向上に伴う原価低減や、生産規模拡大に伴う販売費及び一般管理費率の低下等を考慮して見積りを行っております。

設備投資は、生産を行う上で必要となる補修・修繕等の資本的支出が一定額、継続的に発生することを前提にするとともに、受注拡大による新規投資も一部見込んでおり、減価償却費の見積りにも反映させております。

（将来キャッシュ・フローの見積期間）

将来キャッシュ・フローの見積期間は、のれんの残存償却年数を用いて見積りを行っております。

これらの将来キャッシュ・フローの見積りにおいて用いた仮定は合理的であると判断しておりますが、将来の予測不能なビジネスの前提条件の変化による割引前将来キャッシュ・フロー等の悪化を引き起こすような見積りの変化が、これらの評価に不利に影響し、翌連結会計年度の減損損失認識要否の判定及び測定される減損損失の金額に、重要な影響を及ぼす可能性があります。

6．連結貸借対照表に関する注記

⑴ 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

機械装置及び運搬具	1,964百万円
投資その他の資産のその他（長期性預金）	473
合計	2,438

② 担保に係る債務

短期借入金	115百万円
合計	115

⑵ 有形固定資産の減価償却累計額

76,309百万円

⑶ 金融機関とのコミットメントラインに関する契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため主として取引銀行５行とコミットメントライン契約（シンジケート方式）を締結しております。これら契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	12,500百万円
借入実行残高	9,029
差引額	3,470

7．連結損益計算書に関する注記

⑴ 固定資産処分損

固定資産処分損の内容は次のとおりであります。

固定資産売却損	
建物及び構築物	0百万円
土地	0
有形固定資産のその他	0
固定資産除却損	
建物及び構築物	63
機械装置及び運搬具	126
有形固定資産のその他	6
無形固定資産のその他	3
投資その他の資産のその他	1
合計	202

⑵ **減損損失**

当グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
遊休資産	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 有形固定資産のその他	新潟県阿賀野市他

事業用資産については、菓子の製造販売事業を基礎としてグルーピングし、賃貸資産及び遊休資産については、個々の物件単位にグルーピングしております。また、連結子会社は原則として各社を一つの単位としてグルーピングしております。

その結果、遊休資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失446百万円として特別損失に計上しました。その内訳は建物及び構築物０百万円、機械装置及び運搬具444百万円、有形固定資産のその他１百万円であります。

遊休資産の回収可能価額は、取引事例等を勘案した正味売却価額により算定しております。

８．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ **発行済株式の総数に関する事項**

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	22,318千株	－千株	－千株	22,318千株

⑵ **剰余金の配当に関する事項**

① 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年６月16日 定時株主総会	普通株式	801百万円	38円	2021年３月31日	2021年６月17日
2021年11月１日 取締役会	普通株式	316百万円	15円	2021年９月30日	2021年12月２日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年６月14日 定時株主総会	普通株式	822百万円	利益剰余金	39円	2022年３月31日	2022年６月15日

9．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当グループは、主に米菓の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しており、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。外貨預金及びデリバティブは、為替リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、当グループのリスク管理規程に従い、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務はそのほとんどが３ヶ月以内の支払期日です。また、その一部には原料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（為替先物取引）を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。

デリバティブ取引は、外貨建営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引の執行・管理に当たっては、各社で定めた社内規程に基づき取引を行っており、また、デリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するために国内の銀行とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵ **金融商品の時価等に関する事項**

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格がない株式等（連結貸借対照表計上額10,910百万円）は「その他有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、並びに「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
投資有価証券			
その他有価証券	2,021百万円	2,021百万円	－百万円
長期借入金	(8,247)	(8,226)	(△21)
デリバティブ取引	－	－	－

（※）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

⑶ **金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項**

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,021百万円	－	－	2,021百万円

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	8,226百万円	－	8,226百万円

（注１）　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

株式は上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。当該上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。なお、連結貸借対照表計上額の長期借入金には１年以内に期限の到来する長期借入金が含まれております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

１０.退職給付に関する注記

⑴ 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しております。確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、中小企業退職金共済制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

退職一時金制度（非積立型制度ですが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

⑵ 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

退職給付債務の期首残高	14,991百万円
勤務費用	449
利息費用	14
数理計算上の差異の発生額	△256
退職給付の支払額	△1,145
過去勤務費用の発生額	△645
退職給付債務の期末残高	13,408

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

年金資産の期首残高	18,565百万円
期待運用収益	579
数理計算上の差異の発生額	377
事業主からの拠出額	516
退職給付の支払額	△607
年金資産の期末残高	19,431

③ 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	531百万円
退職給付費用	73
退職給付の支払額	△80
制度への拠出額	△5
退職給付に係る負債の期末残高	520

④　退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	13,408百万円
年金資産	△19,431
	△6,022
非積立型制度の退職給付債務	520
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△5,502

退職給付に係る負債	520
退職給付に係る資産	△6,022
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△5,502

⑤　退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	449百万円
利息費用	14
期待運用収益	△579
数理計算上の差異の費用処理額	△146
過去勤務費用の費用処理額	36
簡便法で計算した退職給付費用	73
確定給付制度に係る退職給付費用	△150

⑥　退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	682百万円
数理計算上の差異	487
合　計	1,170

⑦　退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	223百万円
未認識数理計算上の差異	1,675
合　計	1,898

⑧ 年金資産に関する事項

イ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	25.29%
株式	61.92
その他	12.79
合　計	100.00

（注）年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が21.73%含まれております。

ロ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑨ 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率　0.1%

長期期待運用収益率　4.0%

予想昇給率　2.4%

１１．収益認識に関する注記

⑴ 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当グループは、「国内米菓事業」、「海外事業」及び「食品事業」の3つのセグメントに区分し、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象としております。

当該セグメント情報は、キャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報と同様であることから、収益の分解情報は、以下のとおりとなります。

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計
	国内米菓	海外	食品	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	62,971	9,183	6,309	78,464	6,699	85,163
その他の収益	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	62,971	9,183	6,309	78,464	6,699	85,163

⑵ **顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報**

顧客との契約における履行義務の充足の時期及び取引価格の算定方法等については、「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　（４）会計方針に関する事項　④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶ **当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報**

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	11,804百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	13,169百万円
契約資産（期首残高）	6百万円
契約資産（期末残高）	10百万円

連結貸借対照表上、契約資産は、受取手形、売掛金及び契約資産に計上しております。

契約資産は主として、国内米菓製品の一部ＯＥＭ（他社ブランドの製品製造）取引において、連結会計年度の末日時点で履行義務の充足部分と交換に受け取る対価に対する権利のうち、顧客との契約から生じた債権を除いたものです。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当グループにおいては、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載は省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

１２．１株当たり情報に関する注記

⑴ **１株当たり純資産額**　3,008円21銭

※１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額	65,722百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	2,297百万円
（うち非支配株主持分）	(2,297百万円)
普通株式に係る期末の純資産額	63,424百万円
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	21,083千株

⑵ **１株当たり当期純利益**　210円05銭

※１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	4,428百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	4,428百万円
普通株式の期中平均株式数	21,083千株

１３．企業結合に関する注記

取得による企業結合

（THIEN HA KAMEDA, JSC.）

⑴ 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　THIEN HA KAMEDA,JSC.

事業の内容　　菓子（米菓）の製造販売

② 企業結合を行った主な理由

ベトナムは人口１億人に迫る大きな国内市場を持つとともに豊富な労働力と良質な原料米が確保できること、更にはTPPをはじめとして多くの国とのFTAにも参加し強い輸出競争力を有するなど、生産拠点としても高い将来性があり、今後、当グループの海外展開の加速にむけて更なるシナジー効果により、業績の拡大が期待できるため。

③ 企業結合日

2021年10月12日（株式取得日）

2021年９月30日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

企業結合直前に保有していた議決権比率	30.0%
企業結合日に追加取得した議決権比率	21.0%
取得後の議決権比率	51.0%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、当社がTHIEN HA KAMEDA,JSC.の議決権の51.0%を取得したためであります。

⑵ 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2021年10月１日から2022年３月31日まで

⑶ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に保有していたTHIEN HA KAMEDA,JSC.の普通株式の時価	1,021百万円
追加取得に伴い支出した現金	951
取得原価	1,972

⑷ 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等　　37百万円

⑸ 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益　730百万円

⑹ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

1,502百万円

なお、発生したのれんの金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③ 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

⑺ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,107百万円
固定資産	222
資産合計	1,330
流動負債	298
固定負債	104
負債合計	403

⑻ 取得原価の配分

当連結会計年度において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

⑼ 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	806百万円
営業利益	106
経常利益	122
税金等調整前当期純利益	118
親会社株主に帰属する当期純利益	20
1株当たり当期純利益	0.97円

（概算額の算定方法）

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該差額には連結会計年度の開始日から企業結合日までの期間に相当するのれんの償却額等が含まれております。

また、当該概算額は監査証明を受けておりません。

（株式会社タイナイ）

⑴　企業結合の概要

①　被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　株式会社タイナイ

事業の内容　　米パン粉、米粉パンの製造販売

②　企業結合を行った主な理由

当グループの食品事業において28品目アレルギー対応の米粉パンを製造販売しており、将来的な生産拠点の集約、生産効率の向上、当グループの販売ルート活用等を通じてシナジー効果が見込めるため。

③　企業結合日

2021年７月１日（株式取得日）

2021年９月30日（みなし取得日）

④　企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

⑤　結合後企業の名称

変更はありません。

⑥　取得した議決権比率

100.0％

⑦　取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、当社が株式会社タイナイの議決権の100.0％を取得したためであります。

⑵　連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2021年10月１日から2022年３月31日まで

⑶　被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

株式譲渡契約の定めにより、当社は秘密保持義務を負っていることから非公開とさせていただきます。

⑷　主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等　　49百万円

⑸　発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①　発生したのれんの金額

186百万円

②　発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③　償却方法及び償却期間

14年間にわたる均等償却

⑹ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	91百万円
固定資産	543
資産合計	634
流動負債	165
固定負債	350
負債合計	516

⑺ 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	115百万円
営業損失（△）	△36
経常損失（△）	△37
税金等調整前当期純損失（△）	△37
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△37
１株当たり当期純損失（△）	△1.77円

（概算額の算定方法）

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該差額には連結会計年度の開始日から企業結合日までの期間に相当するのれんの償却額等が含まれております。

また、当該概算額は監査証明を受けておりません。

１４．その他の注記

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
2021年４月１日　残高	1,946	486	486	20,400	19,823	40,223
会計方針の変更による累積的影響額					△393	△393
会計方針の変更を反映した2021年４月１日　残高	1,946	486	486	20,400	19,430	39,830
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△1,117	△1,117
当期純利益					3,434	3,434
自己株式の取得						－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	2,317	2,317
2022年３月31日　残高	1,946	486	486	20,400	21,747	42,147

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2021年４月１日　残高	△1,900	40,755	746	－	746	41,501
会計方針の変更による累積的影響額		△393				△393
会計方針の変更を反映した2021年４月１日　残高	△1,900	40,362	746	－	746	41,108
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△1,117				△1,117
当期純利益		3,434				3,434
自己株式の取得	△1	△1				△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△22	4	△18	△18
事業年度中の変動額合計	△1	2,316	△22	4	△18	2,297
2022年３月31日　残高	△1,901	42,678	724	4	728	43,406

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

ロ その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ 製品・原材料・仕掛品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ 貯蔵品　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3 ～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	4 ～15年
車両運搬具	4 ～ 5 年
工具、器具及び備品	3 ～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法（ただし、ソフトウエア（自社利用）については、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法）

③ リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶ 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を基準として計上することとしております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上することとしております。

④ 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上することとしております。なお、当事業年度末では、年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑷ 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品及び製品の販売

当社は、主に米菓等の製造及び販売を行っております。国内販売では、製品又は商品の引き渡し時点において顧客にて検収され、法的所有権、物的占有権、製品等の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製品等を引き渡した時点で収益を認識しております。輸出販売においては、顧客との契約条件に基づき、製品等の所有に伴う重大なリスク及び経済価値を顧客に移転し、履行義務が充足された時点で、収益を認識しております。

なお、取引価格は顧客との契約において約束された対価から、値引き、割戻し等を加味した価格を控除した金額で測定しております。変動性のある値引き、割戻し等を含む変動対価については、過去実績及び見通しを含む合理的に利用可能な情報から見積もっております。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね６ヶ月以内で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

⑸ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑹ 重要なヘッジ会計の方法

①	ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。
②	ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段　外貨預金、為替予約 ヘッジ対象　外貨建予定取引
③	ヘッジ方針	当社の社内管理規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。
④	ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

⑺ その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理	退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は以下のとおりです。

⑴ 変動対価及び顧客に支払われる対価

従来、販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費に含まれていた値引き、割戻し等については売上高から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「販売促進引当金」は、返金負債として認識し、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

この結果、当事業年度の売上高が19,247百万円減少し、売上原価は１百万円増加し、販売費及び一般管理費は19,277百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ29百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は393百万円減少しております。

当事業年度の１株あたり純資産額、１株当たり当期純利益への影響は軽微であります。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる計算書類への影響はありません。

３．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「為替差益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。

なお、前事業年度の損益計算書において「営業外収益」の「その他」に含めていた「為替差益」は68百万円であります。

４．会計上の見積りに関する注記

Singha Kameda (Thailand) Co., Ltd.株式の評価

⑴　計算書類に計上した関係会社株式の金額　1,279百万円

⑵　会計上の見積り内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表の「５.会計上の見積りに関する注記　Singha Kameda (Thailand) Co., Ltd.グループに帰属するのれんの評価」に記載のとおり、前事業年度において、第三者割当増資の引受けによりSingha Kameda (Thailand) Co., Ltd.の株式取得を行いました。

上記企業結合取引の結果、関係会社株式として、1,279百万円を貸借対照表に計上しております。

当該関係会社株式の評価に際して、取得時には超過収益力等を反映した金額を基礎として取得原価が算定されているため、将来の業績予測に基づく企業の超過収益力等を反映して実質価額を算定しております。

実質価額は、将来計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの割引計算を行うことにより、現在価値を算出し、必要な調整を行った上で算定しております。

上記方法にて算定した実質価額と取得原価を比較した結果、実質価額は取得原価を上回っているため、損失の計上は不要と判断しました。この実質価額は、以下の仮定をおいて見積りを行っております。

（将来キャッシュ・フローの算定基礎となる将来計画の見積り）

連結注記表の「５.会計上の見積りに関する注記　Singha Kameda (Thailand) Co., Ltd.グループに帰属するのれんの評価」参照

（将来キャッシュ・フローの現在価値の見積り）

将来キャッシュ・フローの現在価値の算定に際しては、加重平均資本コストを用いて割引計算を実施しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定は、合理的であると判断しておりますが、将来の予測不能なビジネスの前提条件の変化による、将来キャッシュ・フロー等の悪化を引き起こすような見積りの変化が、これらの評価に不利に影響し、翌事業年度の損失を計上するか否かの判定及び測定される損失額に、重要な影響を及ぼす可能性があります。

5．貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額

61,256百万円

⑵ 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。（独立掲記したものを除く）

① 短期金銭債権	604百万円
② 短期金銭債務	5,830

⑶ 金融機関とのコミットメントラインに関する契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため主として取引銀行５行とコミットメントライン契約（シンジケート方式）を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	12,500百万円
当社による借入実行残高	7,500
関係会社による借入実行残高	1,529
差引額	3,470

6．損益計算書に関する注記

⑴ 固定資産処分損

固定資産処分損の内容は次のとおりであります。

固定資産売却損	
建物	0百万円
工具、器具及び備品	0
土地	0
固定資産除却損	
建物	38
構築物	14
機械及び装置	101
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	4
ソフトウエア	3
合　計	164

⑵ **減損損失**

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
遊休資産	建物 機械及び装置 車両運搬具 工具、器具及び備品	新潟県阿賀野市他

事業用資産については、菓子の製造販売事業を基礎としてグルーピングし、賃貸資産及び遊休資産については、個々の物件単位にグルーピングしております。

その結果、遊休資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失446百万円として特別損失に計上しました。その内訳は建物０百万円、機械及び装置444百万円、車両運搬具０百万円、工具、器具及び備品１百万円であります。

遊休資産の回収可能価額は、取引事例等を勘案した正味売却価額により算定しております。

⑶ **関係会社との取引高**

① 売上高	1,345百万円
② 仕入高	9,300
③ 営業取引以外の取引高	1,587

7．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	1,234千株	0千株	－千株	1,234千株

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り0千株による増加分であります。

8．税効果会計に関する注記

⑴ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	269百万円
未払費用	54
未払事業税	5
会員権	24
投資有価証券	15
減損損失	460
関係会社株式	2,339
貸倒引当金	236
退職給付信託	329
その他	122
繰延税金資産小計	3,857
評価性引当額	△2,324
繰延税金資産合計	1,532
繰延税金負債	
固定資産圧縮額	△18
前払年金費用	△1,169
その他有価証券評価差額金	△313
その他	△18
繰延税金負債合計	△1,519
繰延税金資産の純額	12

⑵ 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.4%
（調整）	
住民税均等割	0.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.7
試験研究費等の法人税額特別控除	△1.4
外国源泉税	0.0
評価性引当額	0.5
その他	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.1

9．　関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	アジカル㈱ 新潟市江南区	100	菓子の製造販売	(所有) 直接 100.0	役員 1名 従業員 6名	米菓半製品の販売、米菓製品の購入	資金の借入 (注) 1	2,200	短期借入金	2,200
	とよす㈱ 大阪府池田市	73	菓子の製造販売	(所有) 直接 89.4	役員 1名 従業員 3名	米菓半製品の販売、米菓製品の購入	資金の貸付 (注) 1	650	関係会社長期貸付金	650
	㈱日新製菓 栃木県宇都宮市	100	菓子の製造販売	(所有) 直接 99.0	役員 2名 従業員 2名	米菓製品及び半製品の購入	資金の貸付 (注) 1	60	関係会社長期貸付金	60
	Mary's Gone Crackers, Inc. 米国	40 千米ドル	菓子の製造販売	(所有) 直接 100.0	役員 1名 従業員 3名	―	資金の貸付 (注) 1	2,926	関係会社長期貸付金	3,096
	THAI KAMEDA CO., LTD. タイ国	349,540 千ＴＨＢ	菓子の製造販売	(所有) 直接 100.0	―	―	資金の貸付 (注) 1、2	541	関係会社長期貸付金	131
	Singha Kameda (Thailand) Co.,Ltd. タイ国	228,760 千ＴＨＢ	菓子の製造販売	(所有) 直接 50.0	従業員 3名	米菓製品及び半製品の購入	資金の貸付 (注) 1	969	関係会社長期貸付金	629
	LYLY KAMEDA CO.,LTD. カンボジア王国	16,153 千米ドル	菓子の製造販売	(所有) 直接 51.0	従業員 3名	製造技術等支援	資金の貸付 (注) 1	1,077	流動資産のその他	171
									関係会社長期貸付金	991
	尾西食品㈱ 東京都港区	30	食料品の製造販売	(所有) 直接 100.0	役員 3名 従業員 2名	長期保存食の購入	資金の借入 (注) 1	2,100	短期借入金	2,100
	㈱マイセン 福井県鯖江市	10	農産物の生産、加工販売	(所有) 直接 90.0	役員 3名 従業員 3名	製造技術等支援	資金の貸付 (注) 1、3	544	関係会社長期貸付金	344
	㈱マイセンファインフード 福井県鯖江市	50	食品の製造、販売及び輸出入	(所有) 間接 90.0	役員 3名 従業員 3名	米粉パン等の購入、製造技術等支援	資金の貸付 (注) 1、3	505	関係会社長期貸付金	435

種類	会社等の名称住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱タイナイ 新潟県胎内市	10	米パン粉、米粉パンの製造、販売	(所有) 直接 100.0	役員 3名 従業員 3名	製造技術等支援	資金の貸付 (注) 1	150	関係会社長期貸付金	150
	新潟輸送㈱ 新潟市江南区	100	貨物運送 倉庫	(所有) 直接 100.0	役員 1名 従業員 5名	製品の運送及び保管、倉庫賃借及び荷役	資金の貸付 (注) 1	250	流動資産のその他	35
									関係会社長期貸付金	250
	亀田トランスポート㈱ 新潟市江南区	90	貨物運送	(所有) 間接 100.0	―	―	資金の借入 (注) 1	100	短期借入金	100
	㈱エヌ．エイ．エス 新潟県阿賀野市	190	自動車の販売、修理	(所有) 間接 55.7	従業員 3名	自動車等修理	資金の借入 (注) 1	150	短期借入金	150

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．資金の借入又は貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。
なお、上記取引金額については、期中の借入額又は貸付額を記載しております。

2．THAI KAMEDA CO., LTD.につきましては、関係会社事業損失引当金戻入額131百万円を計上しております。

3．株式会社マイセン及び株式会社マイセンファインフードにつきましては、貸倒引当金779百万円を計上しております。
また、当事業年度において貸倒引当金繰入額70百万円を計上しております。

１０．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「１.重要な会計方針に係る事項に関する注記　（４）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

１１．１株当たり情報に関する注記

⑴　**１株当たり純資産額**　2,058円77銭

※１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額	43,406百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	－百万円
普通株式に係る期末の純資産額	43,406百万円
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	21,083千株

⑵　**１株当たり当期純利益**　162円91銭

※１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	3,434百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益	3,434百万円
普通株式の期中平均株式数	21,083千株

１２．企業結合に関する注記

「連結注記表　１３．企業結合に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

１３．その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。